

第 2 章 河川整備計画の目標に関する事項

釧路川下流圏域における河川整備の基本方針としては、河川改修、水害発生状況、河川利用の現状、河川環境の保全を考慮し、関係機関の各種事業等との調整を図り、整備に当たっての目標を明確にして、河川環境に配慮した治水、利水対策を促進する。

第 1 節 優先整備区間

河川整備計画を策定する上で優先的に整備を実施する河川区間は、1市1町を貫流する釧路川のうち、人口及び資産の集中する幣舞橋から旧雪裡川合流点(L=5.4km)、別保川(L=5.9km)・サンタクンベ川(L=1.2km)・オビラシケ川(L=1.0km)および久著呂川の河道の安定化対策区間(L=2.7km)のL=16.2kmとする。

第 2 節 計画対象期間

河川整備計画は、河川整備の段階的な対応として、概ね 20 年程度の間河川整備の目標を明確にし、河川工事、河川の維持を計画する。

本計画は、現時点での流域の社会環境、自然環境及び河川状況に基づき策定するものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進捗等の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

第3節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

【釧路川】

釧路川の優先整備区間については洪水の発生状況、氾濫区域内の資産の状況、想定される被害の実態及び現況の流下能力を踏まえて優先的に河川整備を行い、洪水・高潮等による災害の防止、軽減を図る。主な整備内容としては堤防の新設、護岸の新設と河道の掘削を行う。

人口・資産が集中している釧路川の優先整備区間のうち、支川のアセツリ川では改修工事が完了しているが、釧路川本川については、戦前に行われた河床の浚渫以外に改修は行われていない。また、近年、特に下流部において高潮等による冠水被害が頻発し、早急な治水対策が必要となっている。

そのため、洪水や高潮の実績を踏まえ、近年における最大雨量をもたらした昭和61年9月の降雨に対する安全度の確保を念頭に置いた河川整備を進め、市街地の資産を防御する計画とする。

また雨量等に関する情報を収集し、関係機関に提供することにより、水防活動等の必要な対策への支援を迅速に行い、被害の防止、軽減に努める。

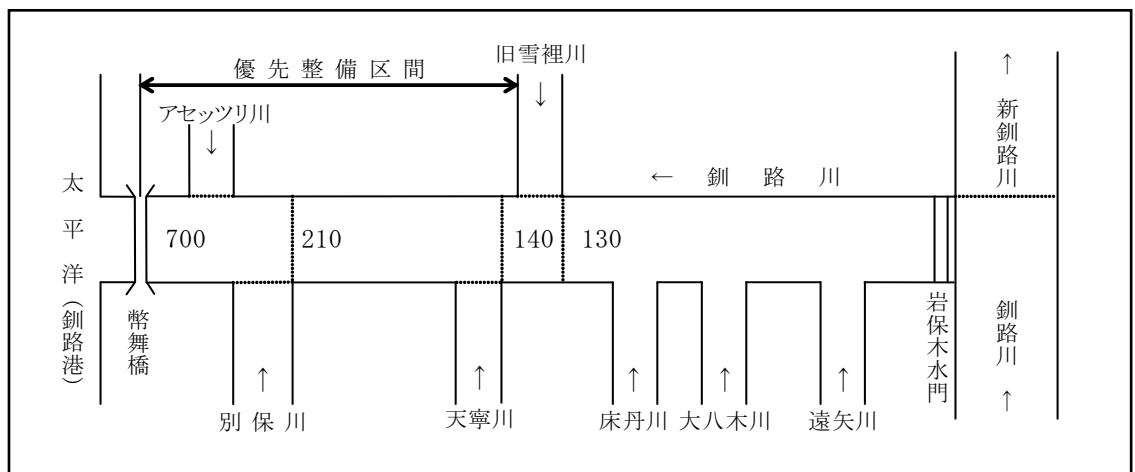


図 2-1 整備計画目標流量図(釧路川)

【別保川・サンタクンベ川・オビラシケ川】

別保川・サンタクンベ川・オビラシケ川については、洪水の発生状況、氾濫区域内の資産の状況、想定される被害の実態及び現況の流下能力を踏まえて優先的に河川整備を行い、洪水による災害の防止、軽減を図る。また、近年における最大流量をもたらした平成 25 年 9 月の洪水を念頭に置いた河川整備を進め、流域の資産を防御する計画とする。

主な整備内容としては堤防の整備、河道の掘削、護岸の布設、樋門の耐震化及び必要に応じて自動開閉化を行う。

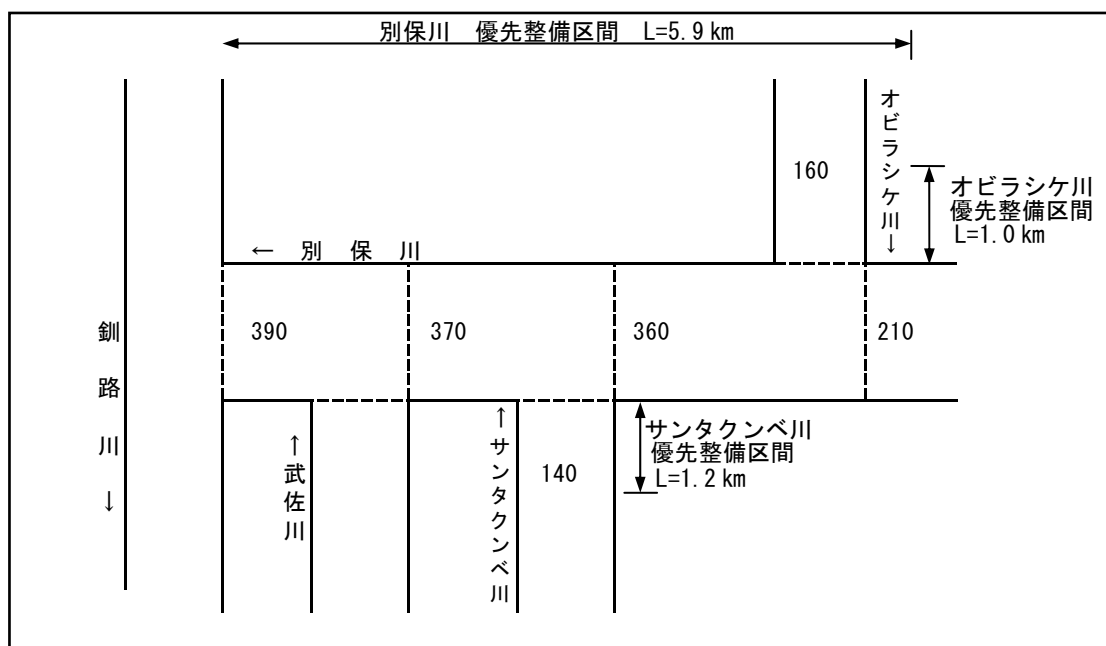


図 2-2 整備計画目標流量図(別保川・サンタクンベ川・オビラシケ川)

第 4 節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項及び河川環境の整備と保全に関する事項

河川の適正な利用に関しては、利水者や関係機関と協力し、適正な水利用が図られるよう努める。釧路川ではこれまでに渇水による深刻な被害を生じていないが、異常渇水時には関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努めるものとする。

流水の正常な機能の維持に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、流水の正常な機能の維持に努める。

正常流量の設定については、引き続きデータの蓄積に努め、今後必要に応じて検討を行う。

河川環境の整備と保全に関しては、釧路川の干潟において数多くの底生動物やチドリ等が生息・生育するなど圏域内河川は動植物の宝庫となっていることから、生息・生育環境を極力保全することに努め、特に「北海道レッドリスト」等に記載されている種が確認された場合は、専門家などの助言を受けて保全するよう努める。

特定外来生物等の新たな侵入や分布拡大により、在来生態系へ大きな影響が生じるおそれがあるため、河川環境に関する情報を適切にモニタリングし、地域と連携しながら拡大防止に努める。

また、地域住民に親しまれた良好な景観を将来にわたり継承されるよう努める。また、「ふるさとの川整備事業」の指定を受け、まちづくりと一体となって関連計画と整合を図り、河川環境を保全しながら整備するよう努める。

その他、河川環境の整備と保全に関しては以下の事項に留意する。

(1) 水質に関する目標

河川の水質の悪化が生じることがないように、関係機関との連携を図りながら河床に堆積したヘドロの除去や生活排水の流入の抑制などを図るものとする。

(2) 干潟の保全

釧路川の汽水域には干満の影響により干潟が出現し、底生動物やそれを求めて飛来する鳥類の宝庫となっている。そのため改修計画を進めるに当たっては、現状の干潟を極力保全するよう、またやむを得ず掘削する場合においても干潟が復元されるよう配慮する。



図 2-2 干潟復元のイメージ
※北海道・釧路市：「旧釧路川ふるさとの川整備計画書」

(3) 釧路川ふるさとの川整備事業

釧路川下流域の幣舞橋～アセツリ川合流点の区間では平成 10 年度から河川とその周辺の一体的な整備を図るとともに、豊かな水辺空間の創出を目指して「ふるさとの川整備事業」の検討委員会が設立された。委員会では《北の大地「くしろ」自然と文化を未来につなぐ川づくり》を基本テーマに設定し、「災害」・「自然環境」・「社会環境」の 3 つの視点を河川空間づくりの方針と定めた「釧路川ふるさとの川整備計画」が策定され、平成 13 年 4 月に国から認定を受けるに至っている。

その後、平成 13 年からは推進懇談会が開催され、地域の人々の参加により河畔の施設・景観整備に対して意見が交わされている。このような経緯を踏まえ景観や河川空間の利用に配慮するよう努める。

第5節 釧路湿原自然再生に向けた取り組み

平成9年の河川法の改正によって、河川環境の整備と保全が位置づけられたことを踏まえ、釧路湿原の自然環境の保全・再生を目指して、平成11年9月に「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」が設立され、平成13年3月には委員会から「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」を受けている。

さらに平成15年11月に設立された「釧路湿原自然再生協議会」において、釧路湿原自然再生の基本的な考え方や目標などを定めた「釧路湿原自然再生全体構想」が平成17年3月に策定された。

(1) 久著呂川土砂流入対策事業

土砂流入対策事業は、「釧路湿原自然再生全体構想」の一環として、湿原や湖沼への急激な土砂堆積による環境の悪化を防ぐために長期的視点で取り組むものであり、対策により流域からの土砂流入量の軽減を図るものである。

釧路湿原北側に位置する久著呂川は、湿原流入部における土砂堆積および植生変化が特に顕著であり、土砂流入抑制対策により湿原再生の効果が期待されることから、先行河川として他事業とも連携しつつ、総合的に事業を推進するものとする。

(2) 流出土砂量の抑制

流域の開発が進む以前の久著呂川流域では、現在の湿原流入部より数キロ上流まで湿原があり、蛇行していた流路のいたるところで氾濫を繰り返していたと考えられる。

久著呂川の釧路湿原流入部では、水深が浅く、流路は網状に分岐しており、少ない流量でも容易に氾濫し、土砂が堆積しやすい状況にある。また、河岸に自然堤防が発達して、明らかに湿原が陸化しヤナギなど従来と異なる植生が見られるようになっている。戦後期にはヨシやスゲ類主体であった植生が、現在ではハンノキ林主体へと変化している。

現在は、流域の開発に伴って土地利用状況や地帯が変化し、生産土砂量が増加するとともに、土砂が河川へ流出しやすくなっている。さらに、河道のショートカットなどにより掃流力が増加し、中流域の一部区間では河岸侵食や河床低下が進行している。また、河道の整備により河道断面が確保された区間では氾濫する危険が減少した反面、従来湿原上流での氾濫により捕捉されていた土砂も下流まで到達するようになった。

この結果、湿原へ流入する土砂量が増加し、以前に比べて大量の土砂が湿原で堆積するようになり、湿原植生の変化など自然生態系への影響が指摘されている。



KP16.0付近の河床低下区間の状況(1)※



KP14.3付近の河床低下区間の状況(2)※

※出典：北海道開発局

第3章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに

当該河川工事により設置される河川管理施設の機能と概要

河川整備計画の目標を実現させるための具体的な方策として、計画的な河川整備を実施する。

(1) 河川工事の施工箇所

対象河川：釧路川・別保川・サンタクンベ川・オビラシケ川・久著呂川

施工場所：(釧路川) 幣舞橋から旧雪裡川合流点までの延長 5.4km 区間

(別保川) 釧路川合流点から市街地上流端付近までの延長 5.9km 区間

(サンタクンベ川) 別保川合流点から清水橋しみずばしまでの延長 1.2km 区間

(オビラシケ川) 別保川合流点からオビラシケ2号橋付近までの延長 1.0km 区間

(久著呂川) 久著呂南川合流点付近から境橋さかいばし付近までの延長 2.7km 区間

(2) 河川工事の目的

釧路川の優先整備区間については、近年頻発する洪水や高潮の実績を踏まえ、近年における最大雨量をもたらした昭和61年9月の降雨があった場合に発生すると予想される洪水を安全に流下させることを目的とする。

別保川・サンタクンベ川・オビラシケ川の優先整備区間については、近年頻発する洪水の実績を踏まえ、近年における最大流量をもたらした平成25年9月の降雨があった場合に発生すると予想される洪水を安全に流下させることを目的とする。

久著呂川の優先整備区間については、流域の開発に伴い釧路湿原へ流入する土砂量が増加し、湿原生態系への影響が指摘されていることから、流域の開発以前の湿原土砂堆積速度となるよう、流域開発の拡大に伴って増加したと考えられる湿原流入土砂量を軽減することを目的とする。

(3) 河川工事の種類

釧路川：河道の掘削、護岸の新設、堤防の新設

別保川・サンタクンベ川・オビラシケ川

：河道の掘削、護岸の布設、堤防の整備、
樋門の耐震化及び必要に応じて自動開閉化

久著呂川：河道の拡幅、床止工の新設、土砂調整地の新設、沈砂池の新設
水辺林・緩衝帯の整備

(4) 環境に対する配慮事項

(釧路川)

- ・ JR 橋から上流には、干潟が存在し、数多くの底生動物やそれを求めて飛来する鳥類の宝庫となっている。そのため河川整備を進めるに当たっては、現状の干潟の保全を極力図り、特に「北海道レッドリスト」等に記載されている種が確認された場合は、専門家などの助言をうけて保全等に努める。またやむを得ず掘削する場合においても干潟が復元されるよう配慮する。
- ・ 地域住民に親しまれた良好な景観を将来にわたり継承されるよう努める。
- ・ 「ふるさとの川整備事業」の指定を受け、まちづくりと一体となって関連計画と整合を図り、河川環境を保全しながら整備するよう努める。
- ・ 工事の実施に当たっては周辺の自然環境、社会環境の影響を回避あるいは軽減するように努める。

(別保川・サンタクンベ川・オビラシケ川)

- ・ 過去の改修から 20 年以上経過し、現況の河道は動植物の貴重な生息・生育環境となっている。そのため河川整備を進めるに当たっては、極力現況河床・河畔林の保全に努め、やむを得ず掘削する場合においても法面部の植生の回復を促すよう努める。特に「北海道レッドリスト」等に記載されている種が確認された場合には、専門家などの助言をうけて保全等に努める。またやむを得ず掘削する場合においても生息・生育環境が復元されるよう配慮する。
- ・ 工事の実施に当たっては周辺の自然環境、社会環境の影響を回避あるいは軽減するように努める。

(久著呂川)

- ・ 魚類の遡上、産卵、降下等や鳥類の営巣、産卵、抱卵等に配慮した工法や工事期間の設定に努める。特に「北海道レッドリスト」等に記載されている種が確認された場合は、専門家などの助言をうけて保全等に努める。
- ・ 河川整備に当たっては、動植物の生息・生育環境に配慮し、樹木の保全に努める。また河道安定化対策区間では、川らしい風景と多様な生物が生息・生育できる水辺環境の再生を図るほか、多様な水辺環境の創出に努める。
- ・ 工事の実施に当たっては周辺の自然環境、社会環境への影響を回避あるいは軽減するように努める。

第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

(1) 河川の維持の目的

護岸、堤防等の河川管理施設について、この施設のもつ機能を極力損なわないよう維持工事や点検に努める。河川の点検に関しては、出水後に河川の巡視を行い、主として目視により点検を行う。点検の結果については、緊急度等によるランク付けを行い、その対策に要する費用、財政状況を総合的に勘案し、対策の内容、対策を実施すべき時期を決定するものとする。また、河川構造物の管理のため、必要な箇所においては適宜草刈りを行うとともに、流水の阻害や河川構造物に悪影響を及ぼすものがある場合は、必要に応じて適宜その除去に努めるものとする。

備蓄資器材は、円滑な防災活動等が行えるよう適正に備蓄する。また、定期的に備蓄資器材の点検や、保管状況を把握するとともに不足する資器材は補充する。

(2) 河川維持の種類及び施工の場所

1) 河川管理施設の維持

河川管理施設については、定期的な点検の実施に努め、その機能を維持していく。

2) 流下能力の維持

河川の流下能力の維持のため、流水の流下に必要な断面を確保していくものとする。そのために、出水後や高潮が発生した後に河川巡視を行い、大きく河積を阻害し、今後の出水により危険が想定される場合には、当該区間において現地調査を実施した上で、対策の内容、対策を実施すべき時期を決定する。土砂の撤去にあたっては、可能な範囲内において自然や環境への配慮を行うよう努めるものとする。

3) 伐採、草刈による維持

流水の阻害や河川構造物に悪影響を与える樹木等については、生態系に十分配慮のうえ、必要に応じて適宜その伐採を実施するものとする。樹木の伐採方法は、河川環境や生育による治水的影響を考慮して定めるものとする。

また、堤防の法面などにおいては、堤防の強度維持及び点検のために、草刈を行うものとし、散策の際の休息場所などオープンスペースとして、広く利用されているところは利用性や景観に配慮しながら草刈するように努める。

第4章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携に関する事項

第1節 河川に係わる調査・研究などの推進に関する事項

雨量・水位の水文観測、水質調査及び河川周辺の生態調査等の調査・研究を関係機関の協力を得ながら実施に努めるものとする。

自然再生事業の目標に対して長期的なモニタリングを行う。その結果に基づいて予測結果を検証するとともに、新たな科学的知見に基づいて事業効果を分析し、必要に応じて計画の見直しを行う。また、不測の事態にも迅速に対応できるよう、施策対象地の自然環境や周辺地の地下水位の変化をモニタリングする。

モニタリングの実施にあたっては、地域住民など、自然再生事業に参加しようとする方々と積極的な連携に努める。

第2節 河川情報の提供に関する事項

河川に関する情報を流域住民に幅広く提供し、共有することにより、河川愛護意識の啓発、環境教育の支援や川を軸とした地域づくりの活動との連携・支援を推進する。

また、専用の通信網を用いた河川情報システムの活用やハザードマップ作成の支援等を進め、的確な水防活動の支援が出来る様、河川情報の提供に努める。

特に、市町村における防災体制強化の支援を目的として、市町村の防災機関に限定し、アクセスが集中する豪雨・水害発生時でも確実な情報提供が出来るよう、インターネットを通じ河川に関する防災情報の提供を行う。

調査により得られた各種データや事業の実施内容等については、受け手の立場にたちながら、ホームページなどを通じて効率的かつ効果的に情報の公開・発信に努める。調査データは、長期的に保存・蓄積できるよう電子化に努めるとともに、各種の研究・取り組みに広く活用されるよう情報提供に努める。

第3節 地域や関係機関との連携等に関する事項

(1) 河川愛護思想等の普及、啓発

幣舞橋周辺では平成 11 年度から啓発活動の一環として「釧路川 絵画コンクール・写生会」が行われ、多くの小学生が参加した。

今後とも河川愛護月間等における河川美化活動等の各種イベントを通じて、河川愛護、美化思想の普及、啓発に努める。また、河川に関する広報活動を強化し、流域住民との治水、利水、環境に関する情報の共有に努めるものとする。



美化活動

〔釧路川元気の会では、平成 17 年から月 2 回程度、釧路川河畔の清掃活動を行っている。〕



絵画コンクールの様子

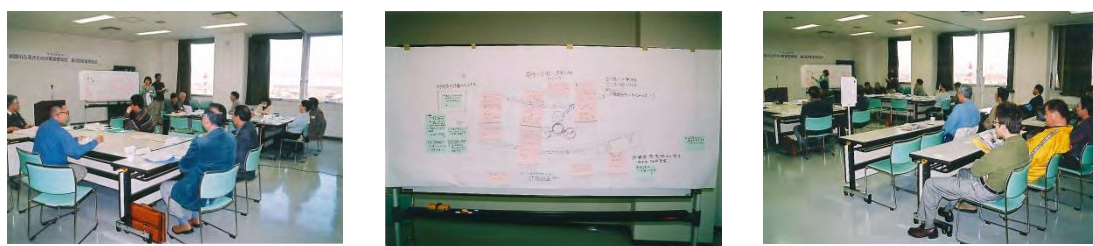
〔平成 11 年から釧路川絵画コンクール実行委員会が絵画コンクールを行った。〕



(2) 住民等との協働

釧路川では地域の意見を反映した河川整備を具体化させるために「釧路川ふるさとの川推進懇談会」が開催された。ここでは、河川整備に地域住民の意見が反映されるよう、ふるさとの川整備計画を基にして、導入施設・配置の検討、地域住民による河川の活用方策や維持管理について活発な議論が行われた。

今後とも地域の特性やニーズを反映させた河川整備の実現のため、地域住民の意見を聴取する機会を創出し、関係機関との連携を強化するものとする。自然再生事業の実施にあたっては、流域の視点や多様な主体の参加の原則を重視するとともに、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る。例えば、地域の子どもたちと学識者の協力による、土砂堆積のモニタリング、効果の検証を行うなど、より一層の連携、協働を進めることとする。



釧路川ふるさとの川推進懇談会

(3) 洪水時における関係機関との連携

平成 25 年 9 月の出水時には、北海道開発局の排水ポンプ車による内水排除が行われた。今後も洪水時の水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者により連絡体制の確認、水防訓練等、水防体制の充実を図るとともに、水防資器材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。



排水ポンプ車による排水状況（平成 26 年 7 月撮影）